

高齢者・障がい者にとっての所得保障の課題

高齢，特に介護が必要になったとしても，安心して生活できるだけの所得が保証されているのでしょうか？

相談支援者の立場から考えます。

- 1 要援護者の状況（無年金・低年金）
- 2 低年金による生活の支障を考える
- 3 所得保障（現金）と生活保障（現物）を考える
- 4 自己責任と社会責任を考える
- 5 保険方式と税金方式を考える
- 6 所得と生活を阻害する要因を考える

1 要援護者の状況

(1) 低年金（国民年金のみ：約900万人）

単位：円

	平成元年	7年	13年	19年
厚生年金	138,186	170,141	174,839	161,059
国民年金	31,125	44,733	51,684	53,602

国民年金（老齢年金）男女別受給者数と年間平均年金額（H19年度末時点）

	合計	男子		女子	
合計人数	23,031,032	9,904,648		13,126,384	
万円以上 万円未満	(人)	(人)	割合	(人)	割合
～ 12	127,947	15,725	0.2	112,222	0.9
12 ～ 24	363,285	124,625	1.3	238,660	1.8
24 ～ 36	1,197,410	237,810	2.4	959,600	7.3
36 ～ 48	3,618,972	763,213	7.7	2,855,759	21.8
48 ～ 60	3,178,220	844,869	8.5	2,333,351	17.8
60 ～ 72	3,968,995	1,445,476	14.6	2,523,519	19.2
72 ～ 84	9,405,573	6,122,131	61.8	3,283,442	25.0
84～	1,170,630	350,799	3.5	819,831	6.2
年間平均 年金額	642,630円	704,393円		596,025円	

国民年金受給者の男女別人数と男女別平均年金の額。平均金額は男子の70万円なのに対して、女子は59万円。女子は30万円台後半からばらついているのが目立つ（出典：社会保険庁）

厚生年金（老齢年金）男女別受給権者数と年間平均年金額（平成19年度末時点）

	合 計	男 子		女 子	
合計人数	12,596,104	8,645,642		3,950,462	
万円以上 万円未満	(人)	(人)	割合	(人)	割合
～ 12	12	7	0.0	5	0.0
12 ～ 60	235,379	86,787	1.0	148,592	3.8
60 ～ 108	1,677,891	468,891	5.4	1,209,000	30.7
108 ～ 156	3,058,214	1,255,635	14.6	1,802,579	45.7
156 ～ 204	2,176,625	1,631,610	18.9	545,015	13.8
204 ～ 252	2,375,127	2,194,911	25.4	180,216	4.5
252 ～ 300	2,224,037	2,167,672	25.2	56,365	1.4
300 ～ 348	740,155	732,180	8.4	7,975	0.2
348 ～	108,617	107,932	1.3	685	0.0
年間平均 年金額	1,891,889	2,174,710		1,272,931	

厚生年金受給者の男女別人数と男女別平均年金の額。平均年金額は年間189万円と、国民年金の受給額よりはるかに高い。男子は約217万円、女子は約127万円と男女間での受給額の差が大きくなっている（出典：社会保険庁）

厚生年金 男女別、加入期間別受給権者数（平成19年度末時点）

	合 計	男 子		女 子	
合計人数	12,596,104	8,645,642		3,950,462	
年以上 年未満	(人)	(人)	割合	(人)	割合
～ 5	615	308	0.0	307	0.0
5 ～ 10	1,704	939	0.0	765	0.0
10 ～ 15	4,493	3,800	0.0	693	0.0
15 ～ 20	1,484,750	318,787	3.7	1,165,963	29.5
20 ～ 25	1,999,196	849,534	9.8	1,149,662	29.1
25 ～ 30	1,620,922	887,847	10.2	733,075	18.6
30 ～ 35	1,729,644	1,280,257	14.8	449,387	11.3
35 ～ 40	2,548,799	2,264,693	26.2	284,106	7.2
40 ～ 45	2,623,199	2,474,017	28.7	149,182	3.7
45 ～	582,782	565,460	6.5	17,322	0.5
平均 (月)	385	425		296	

厚生年金の受給者の年金加入期間。男子の平均が425カ月なのに対して、女子は296カ月と、加入期間の男女差が大きい（出典：社会保険庁）

基礎年金（H24年満額）

		年額	月額
老齢基礎年金		786,500 円	65,541 円
障害基礎年金	1 級	983,100 円	81,925 円
	2 級	786,500 円	65,541 円

(2) 無年金 約 50 万人

2 低年金による生活の支障を考える

(1) 介護保険料

月額 4,950 円（角田市：平成 24 年度～26 年度）

月額 4,610 円（亘理町：平成 24 年度～26 年度）

第 5 期(平成 24 年度から平成 26 年度)介護保険料			
段階	対象者	算定方法	保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護を受給している方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 ×0.5	2,305 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.5	2,305 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	基準額 ×0.75	3,456 円
第 4 段階	本人が市町村民税非課税で、世帯のだれかが市町村民税を課税されている方	基準額 ×1.0	4,610 円
第 5 段階	本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が 200 万円未満の方	基準額 ×1.25	5,763 円
第 6 段階	本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が 200 万円以上の方	基準額 ×1.5	6,915 円

(2) 要介護高齢者の生活費用

① 在宅サービスの例（別紙）

② 施設サービスの例（別紙）

花水木利用料金(自己負担分)

平成24年4月1日改正

《デイサービス》 ※1日あたり(5時間以上7時間未満の場合)

介護度	利用料	入浴介助	サービス強化加算Ⅰ	食費	管理費	合計	介護加算
要支援1	404	50	12	650	250	1,366	+14
要支援2	427	50	12	650	250	1,389	+14
要介護1	436	50	12	650	250	1,398	+14
要介護2	451	50	12	650	250	1,413	+15
要介護3	467	50	12	650	250	1,429	+15
要介護4	483	50	12	650	250	1,445	+16
要介護5	499	50	12	650	250	1,461	+16

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) の部分の利用総額に対して2.9%が加算されます。

《入居》 ※31日分

介護度	利用料	サービス強化加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅰ	家賃	食費	水道光熱費	合計	介護加算
要支援2	24,738	372	93	43,500	35,000	20,000	123,703	+983
要介護1	24,862	372	93	43,500	35,000	20,000	123,827	+988
要介護2	26,040	372	93	43,500	35,000	20,000	125,005	+1034
要介護3	26,815	372	93	43,500	35,000	20,000	125,780	+1063
要介護4	27,342	372	93	43,500	35,000	20,000	126,307	+1084
要介護5	27,900	372	93	43,500	35,000	20,000	126,865	+1106

※ただし、入居後30日間に限って、初期加算として上記利用料に1日30円加算されます。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) の部分の利用総額に対して3.9%が加算されます。

《ショート》 ※1日あたり(30日までご利用できます)

介護度	利用料	サービス強化加算Ⅰ	家賃	食費	管理費	合計	介護加算
要支援2	828	12	1,450	1,200	660	4,150	+33
要介護1	832	12	1,450	1,200	660	4,154	+33
要介護2	870	12	1,450	1,200	660	4,192	+34
要介護3	895	12	1,450	1,200	660	4,217	+35
要介護4	912	12	1,450	1,200	660	4,234	+36
要介護5	930	12	1,450	1,200	660	4,252	+37

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) の部分の利用総額に対して3.9%が加算されます。

阿武隈ジェロントピア利用者負担金一覧表

(単位：円)

	負担限度額区分	介護費	居住費	食事費	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算	日額	月額(30日)
要介護1	第1段階	659	820	300	14	6	1,799	53,970
	第2段階		820	390			1,889	56,670
	第3段階		1,310	650			2,639	79,170
	第4段階		1,970	1,380			4,029	120,870
要介護2	第1段階	729	820	300	14	6	1,869	56,070
	第2段階		820	390			1,959	58,770
	第3段階		1,310	650			2,059	61,770
	第4段階		1,970	1,380			4,099	122,970
要介護3	第1段階	802	820	300	14	6	1,942	58,260
	第2段階		820	390			2,032	60,960
	第3段階		1,310	650			2,782	83,460
	第4段階		1,970	1,380			4,172	125,160
要介護4	第1段階	872	820	300	14	6	2,012	60,360
	第2段階		820	390			2,102	63,060
	第3段階		1,310	650			2,852	85,560
	第4段階		1,970	1,380			4,242	127,260
要介護5	第1段階	941	820	300	14	6	2,081	62,430
	第2段階		820	390			2,171	65,130
	第3段階		1,310	650			2,921	87,630
	第4段階		1,970	1,380			4,311	129,330

その他加算	日額
療養食加算	23
初期加算(入所日又は退院後30日間)	30
外泊時加算(1ヶ月最長6日間)	246
テレビ持込み使用料	20
冷蔵庫持込み使用料	40

食費・居住(滞在)費の負担限度額区分(1~3段階は市町村民税世帯非課税)

第1段階： 老齢福祉年金受給者(生活保護受給者は小規模生活単位型施設を利用できない場合があります)

第2段階： 合計所得金額+課税年金収入額(障害者年金・遺族年金を除く)が年額で80万円以下

第3段階： 合計所得金額+課税年金収入額が年額で80万円超(年金収入だけの場合は266万円以下)

第4段階： 上記以外

◆1~4段階について、その他特例扱いもあります。実際の区分認定は市町村が行います。

最低生活費の例（平成 19 年度）

【東京都区部等】

標準 3 人世帯（33 歳、29 歳、4 歳）＝167,170 円
高齢者単身世帯（68 歳）＝80,820 円
高齢者夫婦世帯（68 歳、65 歳）＝121,940 円
母子世帯（30 歳、4 歳、2 歳）＝174,540 円

【地方郡部等】

標準 3 人世帯（33 歳、29 歳、4 歳）＝130,680 円
高齢者単身世帯（68 歳）＝62,640 円
高齢者夫婦世帯（68 歳、65 歳）＝94,500 円
母子世帯（30 歳、4 歳、2 歳）＝140,090 円

最低生活費（生活扶助基準）は、家庭状況や地域により異なります。（データは「社会保障国民
会議分科会 所得確保・保障（雇用・年金）3 月 4 日第 1 回参考資料 33 ページ」より）

3 所得保障（現金）と生活保障（現物）を考える

4 自己責任と社会責任を考える

…事例を使って考えます。

5 保険方式と税金方式を考える

6 所得と生活を阻害する要因を考える

ふくし@JMI

社会福祉士/介護支援専門員

小 湊 純 一。

Email: jk@npjmi.com HP: www.npojmi.com

事例から考える

知的障がい者が知人の女性と養子縁組

相談日 H24年-月-日

相談者 ○○区役所高齢課 Dさん

当事者 Aさん。22歳，知的障がい，療育手帳B，障害年金2級（月約63,000円）

相談概要

○○区に住んでいた知的障がいの男性。普段から両親との折り合いが悪く，家を出て生活したいと言っていた。Aさんの悩みを両親が真剣に受けとめようとしなかったり，Aさんの希望を聞かなかったりして，口論になりがちだった。

親戚や作業所の人達から，今の年金額では金銭的にも一人暮らしは難しいと言われていた。また，親が金銭管理をしていて，自分の年金を自由に使うことができなかった。

親は将来のAさんのことを考えて貯えていると話している。

Aさんは，家を出て一人暮らしをしたいというが，職もなくどうやって生計を立てていくかまで考えることができず，ただ闇雲に家を出たいと主張するだけだった。

3日前に家を飛び出し，以前通っていた作業所で指導員をしていた女性Bさん（母親と同年代）に支援され，Bさん宅に住民票，戸籍を移してしまった。しかし，Bさん宅には泊まることができず，車中泊をしているらしい。どのように関わればよいでしょう。

その後

今度は，BさんとAさんが養子縁組しに区役所に来た。

両親は猛反対。しかし，○○区では手の打ちようがないが，なんとかしたい。

～Dさんが，AさんとBさん別々に面接～

Aさんは，もう自分は22歳だから自分で自分のことを決められる。親元を出てBさん宅で暮らして行くと言い説得に応じない。しかし，先のことまでは考えていないし，考えられないのではと思う。

Bさんは，Aさんがどうしても親元を離れて暮らしたいと希望しているので支援しているという。県営住宅に同居させるためには，戸籍と住民票を移す必要があった。また，年金を受け取るためには親でなければならないので養子縁組をしたと言っている。（振込先変更をしようとした時に「親元で暮らしていないと変更できない。」と言われたらしい。）

実の親がいるのだから考え直すよう説得し一時引き下がったが，1時間後に区役所の窓口書類を提出し受理されてしまった。

改めて面接すると，「何の権利があって行政が口をはさむのか！」と激しく文句を言われた。

鬼嫁の虐待

相談日 平成 24 年・月・日

被害者 M さん 86 歳 女性

加害者 同居の嫁

場 所 自宅

虐待の種類 心理的・経済的

虐待の具体的状況

平成 20 年頃より「顔も見たくない、家を出て行け」「毎月 3 万生活費を入れろ」「家の名義を変更しろ」「俺たちが出て行くから 1000 万用意しろ」など毎日小言や暴言を繰り返す。日々の生活においても、決まった時間に食卓につかないと叱られ、食事を残すと叱られ、電気を使うと叱られ、自宅にいと畑に行かないのかと叱られる等とにかく顔を見れば怒鳴られている状況。

今までにも何度か自宅の借金を払うからという理由でお金をせびられ支払っている。金額的にも大きく（100 万円以上の事も）これ以上の支払いはできない。また月々 3 万程度の年金の中から生活費を出すように言われ支払っている。

最近、近所にいる親戚が長男に対し助言（被害者に対する態度について）をしたところ、長男がその内容を嫁に話したらしく本人に対する暴言や対応がさらにひどくなった。

虐待の原因

①嫁姑関係 ②嫁の男性関係（夫以外の男性が出入りするようになってからさらにひどくなった。）

本人の意向

これまで数回家族間で話し合いがもたれ、その都度「自分の家だからできればここで暮らしたい」「もう少しがんばってみる」との意向あり。しかし最近では「近くに小屋を建ててほしい」「もう一緒に住めない」など気持ちの変化がみられていた。

今後の危険性・緊急性

命に関わる緊急性はないと思われるが、被害者はここ数十年にわたり嫁から継続的に暴言を受けており、精神的にかなり追い詰められている。また金銭面にもこれ以上の要求には応えられず、従わない場合嫁がどういった行動に出てくるのか心配される。

対応の方針・目標

①嫁の言動や行動は性格的なものというより病的とも捉えられるものが多く、今後同居している長男より状況を確認した後、関係者間で情報を共有、今後の対応について（嫁との面談も含め）検討していく予定だったが、長男への働きかけがそのまま嫁に伝わり、さらにはそれが原因となり虐待（暴言等）がエスカレートする危険性が出てきたため、本人家族は、町が介入することに対し消極的になっている。

②娘や地域の協力者たちは、できれば息子夫婦との分離（息子夫婦に出て行ってもら

う)を考えている。

チームに依頼したい内容と理由

嫁からの虐待(暴言等)がひどくなることを恐れ、町が介入する事に対しどうしたらいいのか迷っている。本人や家族に対して、どんなアドバイスができるのか助言いただきたい。

ギャンブル依存と虐待

相談日 平成 23 年-月-日

被害者 S さん 82 歳 男性

加害者 次男(同居, そう鬱, ギャンブル依存) 関係: 同居家族

場 所 自宅

虐待の種類 経済的

虐待の具体的状況

S さん本人と独身の息子 2 人の 3 人暮らし。本人, 要支援 1 で難聴あり, 判断力低下など軽い認知症の症状がある。次男は無職で, 以前より両親の年金(月 15 万程度)をパチンコにつき込み経済的搾取をしている。長男は知的障がいがあり療育手帳(B 判定)を所持。医療機関, 公的機関含め多額の借金(滞納)があり, 生活費がなくなり食費も使い込む状況。母親(要介護 3, 認知症, 糖尿病)は頻回に低血糖症状があり, その後肺炎で 6 月 16 日に死亡した。介護に必要な尿取りパットも購入するお金がなく, タオルをガムテープで固定したり, 最低限のサービス以外はサービス導入の拒否が続いていた。

虐待の原因

次男のギャンブル依存。世帯の中では, 唯一文字が書けてある程度の判断力があり, 介護サービス契約等は次男が行うなど, 力関係では一番強かったこともある。

本人の意向

次男に年金を全部使われ, 最後は米も買えず妻まで殺された。次男を家から追い出したい。自分の年金を自分で持っていたい。

今後の危険性・緊急性

母親が低血糖(栄養失調)と肺炎で亡くなったことは, 次男による年金搾取と介護放棄によるものと考えられる。一家が経済的に破綻状態にあり, S さんも体が丈夫でないため, 第二の被害者を出す危険がある。

対応の方針・目標

母親の死が上記による虐待が原因ととらえ, 分離の必要性を含め緊急の対応が必要と思われる。しかし包括支援センターのとらえ方と市役所の受け止めにギャップがあり, 方向性, 責任の所在もはっきりしていない。年金搾取については 8 月の年金から守るこ

とを目標に具体的な財産管理を進める。地域福祉権利擁護事業は時間がかかるとの理由で、市の担当者から財産管理支援センターを紹介され相談中

チームに依頼したい内容と理由

半年前、母親のケアマネから複合的支援が必要なケースとして相談あり、市も関わり支援してきた。カンファレンスにて役割分担はした（父親には包括が介入、長男にはハンズ〇〇が支援、次男は精神科通院もしており市役所が情報収集する等で支援者は増やした。）が、世帯全体の課題や目標が不明確なまま、色々問題が出てきつつも具体的な支援が進まず、結果として母親が亡くなるという事態になった。今回のこと（母親死亡）を機に市が訪問し介入が始まったが、方針の一致（分離必要性）が見られない中、関係機関のカンファレンスを呼びかけられた。しかし、「今回のカンファレンスの主催は包括でよいですか？」「分離と言っても、どんなイメージ？」と聞かれる状況。一週間後に市でカンファレンスがあるのですが、何を明確にしていけばよいでしょうか。

その後の動き

昨日、長男から報告あり。父親が「お前を殺して、俺は刑務所に入る」と言って、次男に包丁をふりあげた。幸い、次男はかすり傷程度で済んだ。

しかし、長男は「たいしたことない。大丈夫。」と言っている。市の担当者もこのことを知っている。

所得保障とパチンコの関係

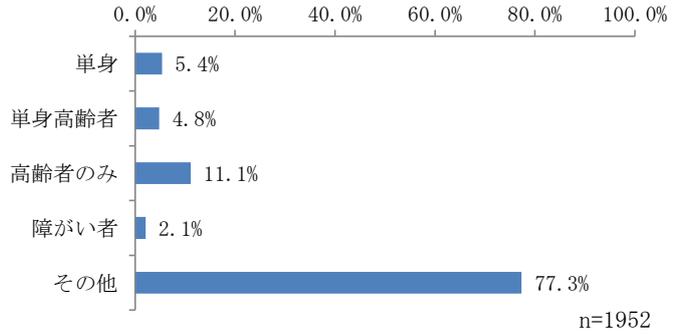
津波被災地での生活再建支援相談で面接。

生活保護受給者Cさんと面接。「義捐金45万円もらった。朝からパチンコ屋に行って1日で全部使ってしまった。悔しかったけど、持っていると言っていると生活保護が止められるかもしれないので「まあいいか」と思っている。

今、津波被災地では、パチンコ・スロット店のテレビCMが氾濫し、新装開店ラッシュが続く、満員御礼が続いている。

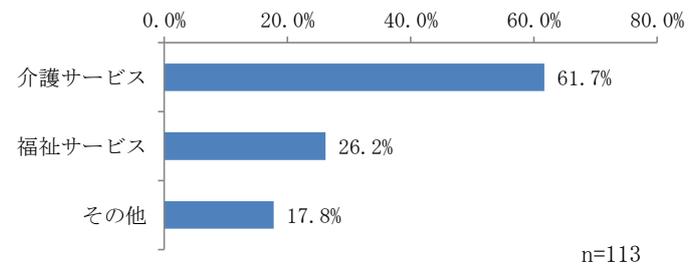
§居住者の構成 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§居住者の構成a	104	5.3%	5.4%
単身	93	4.8%	4.8%
単身高齢者	215	11.0%	11.1%
高齢者のみ	41	2.1%	2.1%
障がい者	1499	76.8%	77.3%
その他	1952	100.0%	100.7%
合計			



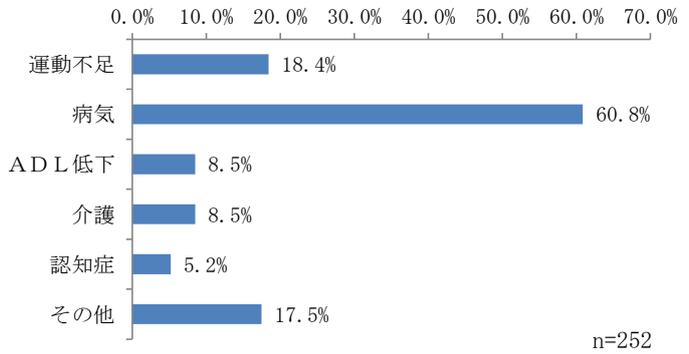
§介護福祉サービスの利用状況 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§介護福祉サービスの利用状況a	66	58.4%	61.7%
介護サービス	28	24.8%	26.2%
福祉サービス	19	16.8%	17.8%
その他	113	100.0%	105.6%
合計			



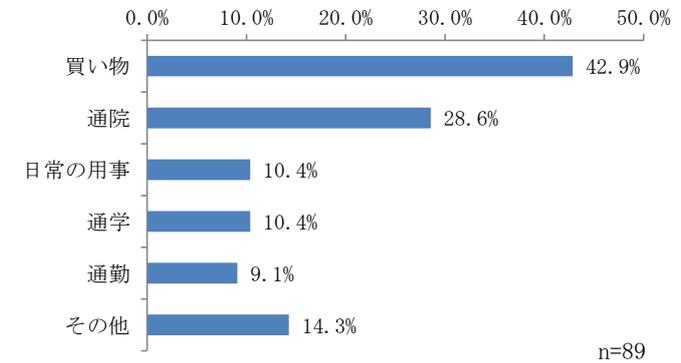
§健康や介護で困っていること 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§健康や介護で困っていることa	39	15.5%	18.4%
運動不足	129	51.2%	60.8%
病気	18	7.1%	8.5%
ADL低下	18	7.1%	8.5%
介護	11	4.4%	5.2%
認知症	37	14.7%	17.5%
その他	252	100.0%	118.9%
合計			



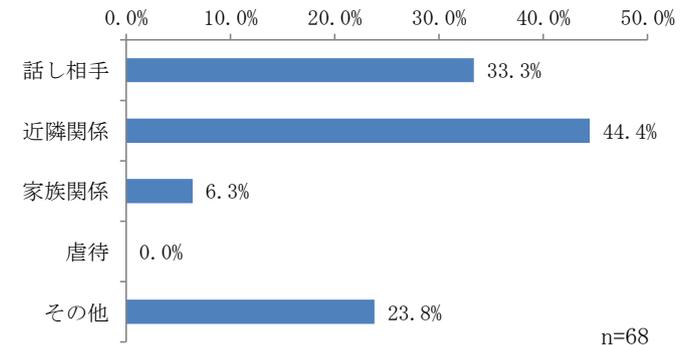
§外出で困っていること 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§外出で困っていることa	33	37.1%	42.9%
買い物	22	24.7%	28.6%
通院	8	9.0%	10.4%
日常の用事	8	9.0%	10.4%
通学	7	7.9%	9.1%
通勤	11	12.4%	14.3%
その他	89	100.0%	115.6%
合計			



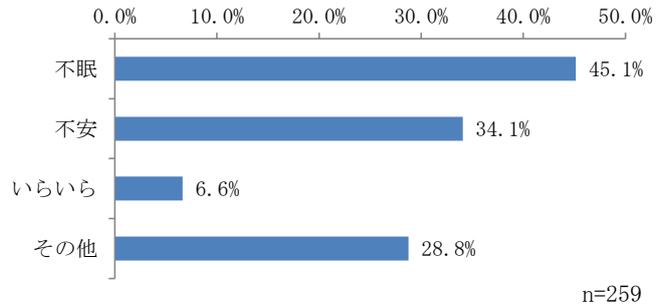
§まわりとの関わりで困っていること 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§まわりとの関わりで困っていることa	21	30.9%	33.3%
話し相手	28	41.2%	44.4%
近隣関係	4	5.9%	6.3%
家族関係	0	0.0%	0.0%
虐待	15	22.1%	23.8%
その他	68	100.0%	107.9%
合計			



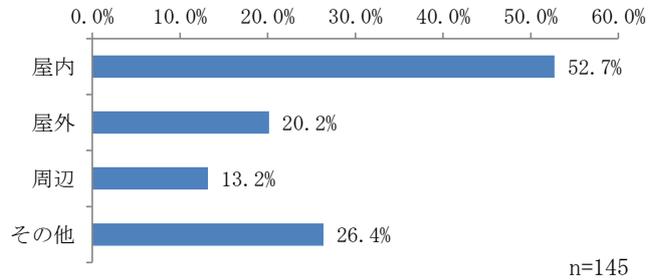
精神面で心配なこと 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
\$精神面で心配なことa			
不眠	102	39.4%	45.1%
不安	77	29.7%	34.1%
いろいろ	15	5.8%	6.6%
その他	65	25.1%	28.8%
合計	259	100.0%	114.6%



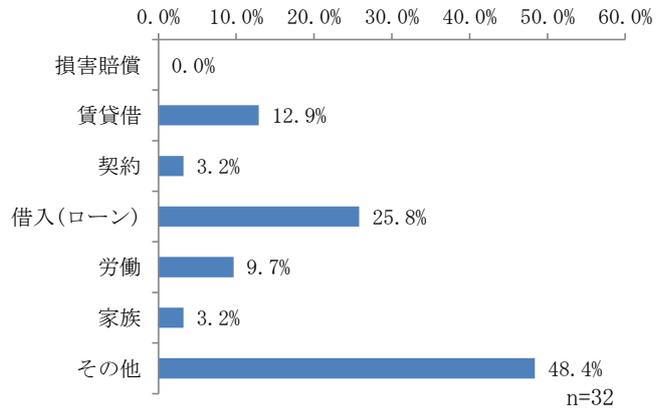
住環境で困っていること 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
\$住環境で困っていることa			
屋内	68	46.9%	52.7%
屋外	26	17.9%	20.2%
周辺	17	11.7%	13.2%
その他	34	23.4%	26.4%
合計	145	100.0%	112.4%



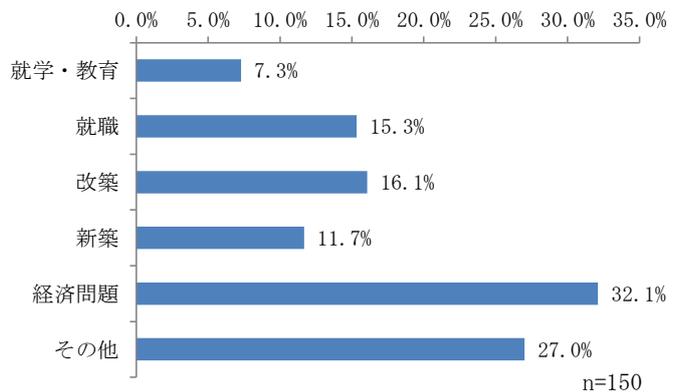
法律問題で困っていること 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
\$法律問題で困っていることa			
損害賠償	0	0.0%	0.0%
賃貸借	4	12.5%	12.9%
契約	1	3.1%	3.2%
借入(ロー)	8	25.0%	25.8%
労働	3	9.4%	9.7%
家族	1	3.1%	3.2%
その他	15	46.9%	48.4%
合計	32	100.0%	103.2%



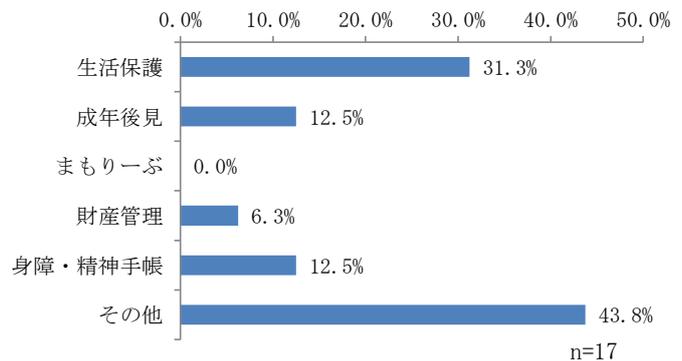
生活や生活再建で困っていること 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
\$生活や生活再建で困っていることa			
就学・教育	10	6.7%	7.3%
就職	21	14.0%	15.3%
改築	22	14.7%	16.1%
新築	16	10.7%	11.7%
経済問題	44	29.3%	32.1%
その他	37	24.7%	27.0%
合計	150	100.0%	109.5%



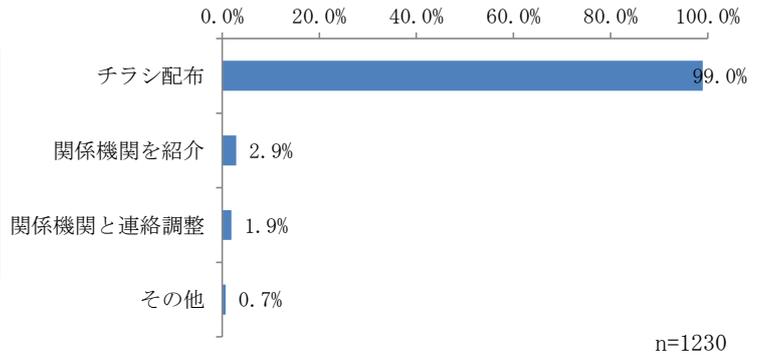
公的支援や申請等の必要性 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
\$公的支援や申請等の必要性a			
生活保護	5	29.4%	31.3%
成年後見	2	11.8%	12.5%
まもりーぶ	0	0.0%	0.0%
財産管理	1	5.9%	6.3%
身障・精神手帳	2	11.8%	12.5%
その他	7	41.2%	43.8%
合計	17	100.0%	106.3%



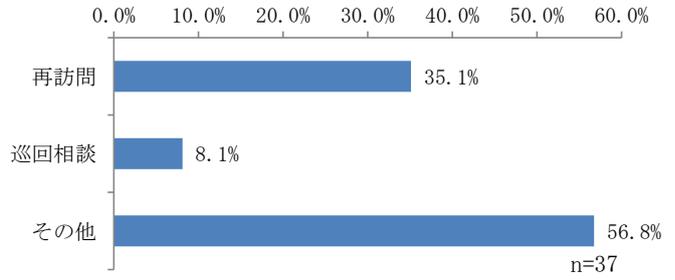
§支援内容 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§支援内容a チラシ配布	1166	94.8%	99.0%
関係機関を紹介	34	2.8%	2.9%
関係機関と連絡調整	22	1.8%	1.9%
その他	8	0.7%	0.7%
合計	1230	100.0%	104.4%



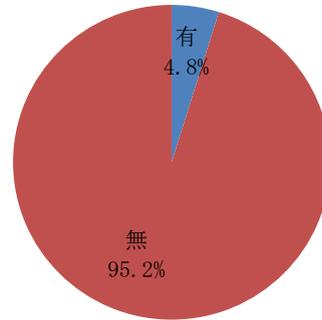
§引継事項 度数分布表

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	
§引継事項a 再訪問	13	35.1%	35.1%
巡回相談	3	8.1%	8.1%
その他	21	56.8%	56.8%
合計	37	100.0%	100.0%



支援の必要性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	有	102	4.8	4.8	4.8
	無	2013	94.8	95.2	100.0
	合計	2115	99.6	100.0	
欠損値	システム欠損値	8	.4		
合計		2123	100.0		

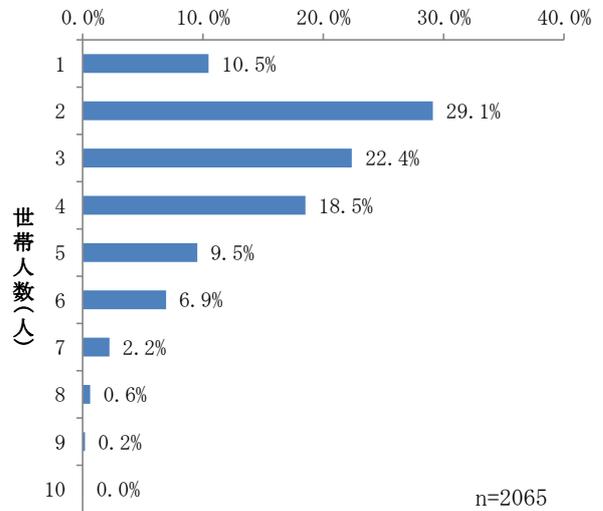


統計量

支援の必要性		
度数	有効	2115
	欠損値	8

世帯人数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	216	10.2	10.5%	10.5
	2	601	28.4	29.1%	39.6
	3	462	21.8	22.4%	61.9
	4	382	18.1	18.5%	80.4
	5	197	9.3	9.5%	90.0
	6	143	6.8	6.9%	96.9
	7	46	2.2	2.2%	99.1
	8	13	.6	0.6%	99.8
	9	4	.2	0.2%	100.0
	10	1	.0	0.0%	100.0
	合計	2065	97.6	100.0%	
欠損値	9999	50	2.4		
合計		2115	100.0		



総合相談 課題分析用紙

担当者: _____

年 月 日	平成 年 月 日		
対 象 者		歳	男 ・ 女
相 談 者	関係 :		
場 所	自宅 ・ 施設 ・ その他		

相談概要	
------	--

分 類	支障・問題点の具体的状況	原 因	意 向	今後の可能性・危険性	支援の方針